心身障害者扶養共済制度をご存じですか

障害のある方の保護者が自らの生存中に毎月一定額の掛金を納付することにより、万一保護者が死亡又は重度障害となった場合、障害のある方に終身一定額の年金を支給するという制度です。

加入できる方

県内に住所があり、障害のある方を扶養している65歳未満の保護者で、特別の疾病又は障害がなく、生命保険に加入できる健康な方。

※障害のある方1人に対し、加入できる保護者は1人。

※障害のある方1人につき、2口まで加入可能。

障害のある方の範囲

次のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難であると認められる方。

①知的障害

②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害

③精神または身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①または②の者と同程度と認められる方

年金支給額

1口加入の場合　月額2万円

2口加入の場合　月額4万円

なお、1年以上加入した後、加入された保護者より先に障害のある方が死亡した場合には弔慰金が支給されます。

また、5年以上加入した方が脱退した場合には脱退一時金が支給されます。

1口分の掛金月額

加入時年齢	掛金納付額（1月1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上～40歳未満	11,400円
40歳以上～45歳未満	14,300円
45歳以上～50歳未満	17,300円
50歳以上～55歳未満	18,800円
55歳以上～60歳未満	20,700円
60歳以上～65歳未満	23,300円

優遇措置

・所得状況に応じ、掛金を減免する制度があります。

・年度中支払った掛金の総額の2分の1（100円未満端数切捨て）の額を助成します。

・掛金は税制上の優遇措置を受けられます。

手続に必要なもの

福祉事務所（窓口⑥）に、次の書類を添えてお申し込みください。

①加入等申込書

②住民票の写し（申込者及び障害のある方それぞれに必要です。）

③申込者（被保険者）告知書（申込者の健康状態を告知する書類です。）

④障害のある方の障害の種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳・療育手帳及び年金証書等）

⑤年金管理者指定届書（障害のある方が年金を管理することが困難なとき。）

⑥印鑑

※加入承認日は毎月1日とし、加入申し込みから1～2か月程度を要します。

問合せ先

福祉事務所障害福祉係（窓口⑥）☎㉒2216

・リサイクルステーション・古着回収拠点一部が変更となります

平成28年11月より、リサイクルステーション・古着回収拠点が一部変更となります。

～リサイクルステーション～

新設箇所

11月1日（火）より

○下田商工会議所前

対象地区　中央区、弥七喜区の一部（弥治川町）

○七軒町公会堂前

対象地区　弥七喜区の一部（七軒町）

※いずれも収集日は旧町内①（月によって曜日が違いますので、詳しくは8ページのリサイクル分別予定表でご確認ください。）

廃止箇所

10月18日（火）まで

○中央駐車場下

対象地区　中央区、弥七喜区の一部（弥治川町）

○七軒町公会堂前

対象地区　弥七喜区の一部（七軒町）

※いずれも収集日は第1・第3水曜日

廃止箇所

10月19日（水）まで

○中央駐車場下

対象地区　中央区、弥七喜区

問合せ先　清掃センター　☎㉒6686

～古着回収拠点～

新設箇所

11月2日（水）より

○下田商工会議所裏

対象地区　中央区、弥七喜区

リサイクル分別収集における分別にご協力を

リサイクル分別収集において、市では取り扱わないごみの混入が見受けられます。

左記のごみは市では扱えませんので、リサイクル分別へのご協力をお願いします。

①市で扱わないごみ

バッテリー、タイヤ、消火器、ガスボンベ、ペンキ、廃油、農薬、劇薬、パソコン、バイク、耐火金庫、ピアノ、耕運機、血圧計、がれき類、これらは専門業者へ引き取りをお願いします。